

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 25 年度 臨時理事会議事録要旨

1. 開催日時 平成 25 年 11 月 18 日（月）14 時 00 分～15 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事現在数及び定足数
現在数 27 名、定足数 14 名
4. 出席理事数 23 名
（出席）下田智久、不破 亨、山口喜久二、加藤 博、石原健夫、石崎正典、
臼杵孝一、生越直仁、黒木義人、駒村純一、佐藤良也、新免芳史、
鈴木信二、田中 汎、中嶋睦安、中村 靖、信川益明、橋本正史、
橋本雅男、畑中伸治、宮崎修一、森 信夫、山本 徹
（欠席）甲斐千束、鈴木恭蔵、矢頭 徹、吉田武美
（監事出席）松田紘一郎
5. 議 事 報告事項
 - ・業務執行状況について
 - ・健康食品の機能性表示について
6. 会議の概要
冒頭で事務局長から本会議の議事進行について説明があった。
 - (1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 23 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数が充足していることの報告がされ、理事長が本臨時理事会は適法に成立することを宣した。
 - (2) 議事の報告状況及び結果等
定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議事の報告に移った。
(報告事項)
 - ・業務執行状況について
 - ・健康食品の機能性表示について業務執行状況について及び健康食品の機能性表示について資料に基づき報告があった。報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑応答があった。
(質疑内容)
理事： 現在、国の評価を受けた特定保健用食品があり、新しく民間の認定機関で認定を受けるものがまた出来るとなると消費者は混乱することになるのではな

いか。また、消費者は国が認めたものが上であり、民間の機関で認めたものは下という見方になると思うがどうか。

事務局長： まだ制度の詳細が決まったわけではないがどちらが上で、どちらが下ということではないと思う。消費者教育が大事だと考える。

理事： 特定保健用食品制度があまり運用されないのは、認証までの期間が長すぎるとかコストが掛かりすぎるといことがある。それに対して、今度の民間の認証はどのようなメリットがあるのか。

事務局長： 特定保健用食品制度はヒト試験をしなければならないが、今度の制度は規制改革会議の考え方に則るとヒト試験の論文を評価することで機能性表示ができるので、時間とお金の削減となる。

理事： 国の制度は製品でのヒト試験になるが、今度の制度は成分なのか製品なのか、そこをはっきりさせないといけない。

議長： 現在、制度設計をしているところで最終的に決めるのは消費者庁になると思う。今は業界が一体となって要望をしている段階。

理事： 評価と認証とは大きな違いがある。認証は責任が生じてくるのでそこを理解して制度設計をしてもらいたい。事業者としては原料を主体に考えるべきであろうと思っている。

理事： 今後、認証制度として実施していく場合、それなりに責任問題も伴ってくるので、国が認めたものではないと表現する場合、企業に担保責任を持っていくようにしていかないといけないと思う。協会としてそのところを十分認識してほしい。

理事： 機能性と安全性を消費者に情報提供する役割としてのアドバイザースタッフは重要である。今、各団体合わせて2万人位のアドバイザースタッフがいる。今後、厚生労働省にも加わってもらい、アドバイザースタッフについてどのように進めるか検討中だ。

本報告事項について意見を求めたところ出席役員全員に了承された。

以上、全報告事項が終了したので、15時00分議長は閉会を宣言し、解散した。